

厚生労働省告示第九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第三項第一号及び第三十条第三項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の5の注二中「（）」を「（）」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「（）」を「（）」に、「ロ」を「ハ」に改め、同八を同ニとし、同口中「（）」を「（）」に改め、同口を同八とし、同イ中「（）」を「（）」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

別表第2の6の注二中「（）」を「（）」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「（）」を「（）」に、「ロ」を「ハ」に改め、同八を同ニとし、同口中「（）」を「（）」に改め、同口を同八とし、同イ中「（）」を「（）」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の192に相当する単位数

別表第3の5の注二中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同ハ中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ハを同ニとし、同口中「()」を「()」に改め、同口を同ハとし、同イ中「()」を「()」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

別表第4の5の注二中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同ハ中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ハを同ニとし、同口中「()」を「()」に改め、同口を同ハとし、同イ中「()」を「()」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数

別表第5の6の注二中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同ハ中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ハを同ニとし、同口中「()」を「()」に改め、同口を同ハとし、同イ中「()」を「()」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から5までにより算定した単位数の1000分の35に相当

」を削り、回を回ロとじ、回共じ共ヤとじつ次のように改める。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 から12までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(同項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。)において行う場合にあつては1000分の57に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。)において行う場合にあつては1000分の74に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。)において行う場合にあつては1000分の170に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の42に相当する単位数)

別表第8の3のホニ中「()」を「()」、ロ「ロ」を「ハ」、ニ改め、回ニを回ホとじ、回ハ中「()」を「()」、ロ「ロ」を「ハ」に改め、回ハを回ニとじ、回ロ中「()」を「()」に改め、回ロを回ハとじ、回イ中「()」を「()」に改め、回イを回ロとじ、回注に注イとじつ次のように加える。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1及び2により算定した単位数の1000分の25に相当する

単位数

別表第9の14の注二中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同八を同ニとし、同口中「()」を「()」に改め、同口を同八とし、同イ中「()」を「()」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から13までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

別表第10の9の注二中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同八を同ニとし、同口中「()」を「()」に改め、同口を同八とし、同イ中「()」を「()」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から8までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)

別表第11の13の注二中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同八を同ニとし、同口中「()」を「()」に改め、同口を同八とし、同イ中「()」を「()」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から12までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)

別表第12の16の注二中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同八を同ニとし、同口中「()」を「()」に改め、同口を同八とし、同イ中「()」を「()」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から15までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)

別表第13の15の注二中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同八を同ニとし、同口中「()」を「()」に改め、同口を同八とし、同イ中「()」を「()」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から14までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)

別表第14の17の注二中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同八を同ニとし、同口中「()」を「()」に改め、同口を同八とし、同イ中「()」を「()」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から16までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)

別表第15の9の注二中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「()」

を「()」に「ロ」を「ハ」に改め、同ハを同一とし、同ロ中「()」を「()」に改め、同ロを同ハとし、同一中「()」を「()」に改め、「(1)の2及び1の3を除く。ロの 及び10の において同じ。」及び「(1)の6を除く。ロの 及び10の において同じ。」を削り、同一を同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算()

指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 まで (1)の2及び1の3を除く。ロの、ハの 及び10の において同じ。)により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8まで(1)の6を除く。ロの、ハの 及び10の において同じ。)により算定した単位数の1000分の170に相当する単位数